

一般社団法人日本専門看護師協議会 2020 年度 評議員総会

開催方法:

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第58条に基づく「決議の省略」
及び同法第59条に基づく「報告の省略」

【報告事項】

- I. 会員の動向
- II. 2019 年度活動報告(理事会、委員会)

【審議事項】

- III. 2019 年度決算報告・監査報告
- IV. 2020 年度活動計画(案)
- V. 2020 年度予算(案)

以 上

【報告事項】

I. 会員の動向 (2020年4月30日現在)

会員総数	1,528名
正会員	1,443名
賛助会員	85名

2019年度

新規入会者数	94名
内 正会員	78名
内 賛助会員	16名
内 会員資格復帰	2名
退会者数	104名
内 会費滞納	54名

II. 2019年度活動報告 (理事会、委員会、各分野)

A. 理事会活動報告

1. 役員

代表: 長田暁子

副代表: 藤田冬子

臨床能力向上委員会: 長谷川久巳

研修委員会: 鹿内あずさ

政策提言委員会: 伊波早苗

編集委員会: 寺岡征太郎

会則委員会: 瀨本千春

総務委員会: 浅野浩子 (庶務) 樽松久美子
(会計) 長崎由紀子 佐藤律子

監事: 桑田美代子 渡邊眞理

2. 理事会報告

第1回日本専門看護師協議会理事会

日時: 2019年6月1日(土)8:00-9:10

場所: ウィンクあいち 9階 904

内容: 代表・副代表、各委員会委員長を選出した

第2回日本専門看護師協議会理事会

日時: 2019年7月28日(日)13:00-16:30

場所: キャンパスイノベーションセンター東京

- 1) 各委員会の引継ぎおよび委員選出状況が報告された。
- 2) 看護系学会等社会保険連合への加入手続きを行い、政策提言委員長・委員の2名が担当委員となることを確認した。
- 3) 本年度より学会誌編集の業務委託先を「国際文献社」に変更したことが報告された。
- 4) ホームページの更新内容について審議した。
- 5) 第6回日本 CNS 看護学会の収支見込、アンケート結果を確認した。

- 6) 第7回日本 CNS 看護学会大会長より、基調講演、交流集会、参加費、査読方法等について報告を受け、承認した。
- 7) 第8回日本 CNS 看護学会の2日開催案について審議した。
- 8) 代表、理事が委員として参加している日本看護協会・日本専門看護師制度委員会に、CNS 資格更新審査における実践時間の要件について提案する内容を審議した。

第3回日本専門看護師協議会理事会

日時: 2019年12月29日(日)13:00-17:15

場所: 九段スカイビル2階 和洋女子大学九段フォーラム

- 1) 各委員会の委員選出および活動状況が報告された。
- 2) 研修委員会より研修案の報告を受け、5つの地区毎にワーキングメンバーを委嘱すること、北海道地区から研修を開始することを承認した。

<5つの地区>

北海道	北海道
東北	青森県・岩手県・秋田県・山形県・宮城県・福島県
関東・甲信越	東京都・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県
中部・近畿・中国・四国	富山県・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・愛知県・京都府・大阪府・三重県・滋賀県・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州・沖縄	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

- 3) 学会誌の専任査読制度、著作権ポリシー規定、COI 規定について審議した。
- 4) 会員の定時活動状況調査の内容・方法について審議した。
- 5) 診療報酬改定に関する意見の収集方法について審議し、HP上で会員全体に情報発信し意見を募ることを承認した。
- 6) 評議員の役割、評議員総会の開催場所、分野研修補助費の管理について審議した。
* 評議員には、CNS 協議会を活性化するために理事会運営をサポートし、そこに分野の意見も反映させる大きな役割があることを共通認識する必要性を再確認した。
- 7) 予算執行状況、年度末の収支報告について確認した。
分野研修補助費は、分野内事例検討会、多分野合同の事例検討会・研修会、CNS 教育課程修了者も対象とするプログラムなど用途は多様であり、今後、研修委員会活動の充実に当てる可能性についても審議した。

- 8) 第 6 回日本 CNS 看護学会の収支結果を次年度繰越金とすることを承認した。
- 9) 第 7 回日本 CNS 看護学会大会長より、企画の準備状況について報告を受けた。
- 10) 第 8 回日本 CNS 看護学会大会は、2021 年 6 月 26 日(土)・27 日(日)の日程で、北海道文教大学鶴岡記念講堂(無料)で開催することを承認した。
- 11) 専門看護師制度について関係機関(日本看護協会、看護系大学協議会等)と協議することの提案内容について審議した。
- 12) 2020 年度の日本看護科学学会学術集会に、広報・交流を目的に出展することを承認した。

第4回日本専門看護師協議会理事会

日時:2020 年 3 月 29 日(日) 13:00-17:30

場所:web 会議(Zoom Cloud Meeting)

- 1) 各委員会、総務の 2019 年度の活動が報告された。
- 2) 日本看護協会・専門看護師制度委員会において、本会提案の更新審査申請資格の要件拡大が認められたことが報告された。
- 3) 編集委員会からの学会誌投稿規程の改訂案、専任査読者制度の廃止の提案について審議し、承認された。
また、日本 CNS 看護学会優秀演題賞(仮)新設について提案があり、表彰者の選定者・方法を含めて次年度の理事会で継続審議事項とした。
- 4) 2020 年度活動計画について審議した。
新型コロナウイルス感染拡大に関して、国の終息宣言が出るまでは、引き続き研修・集会を中止することを確認した。
- 5) 2020 年度決算案・予算案について審議した。
分野研修補助費について、会員数が少ない遺伝看護と災害看護の 2 分野は繰越しのしくみを作ることを評議員総会で提案することとした。
- 6) 第 7 回日本 CNS 看護学会の開催について審議し、6 月の集会は延期とし、Web 開催の方向で検討することを承認した。
- 7) 評議員総会(6 月 12 日開催予定)は、定款に則り、書面また電磁的方法により決議を行う方向で準備することを承認した。
- 8) 第 8 回日本 CNS 看護学会テーマについて審議し、「人びとのいのちと暮らしを輝かす高度実践看護～その人らしい Life(いのち・生活・人生)を支えるために～」案を承認した。
- 9) 会員より「選択的夫婦別姓制度」の推進について意見表明の要望があり、日本看護協会と議論してゆくこととした。

メール審議

第 8 回日本 CNS 看護学会の日程、2020 年度評議員総会の日程、新型コロナウイルス感染拡大に伴う集会・研修会の延期について、電磁的方法による会議を実施した。

B. 委員会活動報告

1. 臨能力検討委員会

1) 委員長、委員

委員長: 長谷川久巳(がん看護)

委員: 近藤まゆみ(がん看護)、渡邊輝子(小児看護)、田村富美子(急性・重症患者看護)、蒲池あずさ(精神看護)、窪田志穂(感染症看護)

2) 委員会開催

(1) 第 1 回委員会開催

日時: 2019 年 11 月 30 日 10:00-12:00

場所: 虎の門病院 702 会議室

内容: ①自己紹介、②これまでの委員会の経緯と当委員会の目的、研修委員会との活動の連動について、③前年度までに参考にしたコンピテンシーやラダーに関する資料や文献の確認、④その他の検討(今後の委員会の活動についてなど)

(2)メールでの検討

2020 年 2 月～3 月で昨年度検討した CNS(専門看護師)ラダーの変更内容を当委員会で確認した。

2. 研修委員会

1) 委員長、委員

委員長: 鹿内あずさ(地域看護)

副委員長・会計: 東めぐみ(慢性疾患看護)

委員: 北海道地区 東めぐみ(慢性疾患看護)、東北地区 菊池 義弘(感染症看護)、関東・甲信越地区 橋本 裕(老人看護)、中部・近畿・中国・四国地区 金 英仙(母性看護)、九州・沖縄地区 秋吉 知子(老人看護)

2) 委員会開催

(1) 第 1 回委員会開催

日時: 2020 年 2 月 23 日(日) 16:00-18:00

場所: 東邦大学看護学部第 2 会議室

内容: 委員長および地区委員にて、以下の内容について審議を行った。

①2019 年度の研修会(3 月 21 日開催予定である北海道地区研修会のプログラム内容を検討した。新型感染症の影響を考慮し、中止とするが延期とし、同内容で次年度に開催することが確認された。

②次年度(2020 年度)の活動目標、および、活動計画について検討した。今年度中止となった北海道地区での研修内容と同じ内容で 5 つの地区(各 1 回)で開催することが確認された。

③次年度の委員会の開催は、1 回とし、第 7 回日本 CNS 看護学会時に開催することが確認された。

④地区ワーキング委員の選定は、CNS 協議会理事からの推薦で既に内諾を得たメンバーに加えて、地区委員が中心に選定す

ることが確認された。

(2)地区ワーキング委員の選定

5つの地区のワーキング委員(5～6名)を CNS 協議会理事からの推薦、および、地区委員によって選出を行うことが確認された。

3. 政策提言委員会

1) 委員長、委員

委員長：伊波早苗(慢性疾患看護)

委員：三輪恭子(地域看護)、吉田智美(がん看護)、
工藤順子(急性・重症患者看護)、岩切真砂子(精神看護)

2) 委員会開催

(1)看保連の活動

2019年7月 一般社団法人看護系学会等社会保険連合 加入申請し、9月13日加入の承認を受けた。診療報酬あり方委員会に伊波が所属し、看護技術検討委員会に伊波および工藤委員が所属した。3月に両委員会開催予定であったが、コロナの影響で中止され、4月に延期開催予定となっている。

(2)政策提言委員会の委員会活動

・第1回メール会議 2019年10月13日～委員会のすすめ方および委員会の情報発信について

・第2回メール会議 2019年12月3日～ 診療報酬改定の要望提案項目について

・第3回メール会議 2020年2月10日～ 協議会会員への意見聴取について

4月より会員全体に診療報酬改定要望項目提案についてHP上にて意見聴取を行う予定。

4. 編集委員会

1) 委員長、委員

委員長：寺岡征太郎(精神看護)

委員：河野伸子(精神看護)、市原真穂(小児看護)、戸谷幸佳(老人看護)、福田友秀(急性・重症患者看護)、山花令子(がん看護)

2) 委員会開催

(1) 第1回委員会開催

日時：2019年9月10日(火)17:30-20:00

場所：国際文献社

内容：編集委員会規程の検討、編集作業の流れの確認、投稿論文の判定、第6回日本 CNS 看護学会の講演原稿の確認、著作権ポリシーの設定、査読システムの検討など。

(その他、適宜メール会議を実施した)

3) 活動内容

(1) 編集作業委託業者(国際文献社)との連携(投稿論文等の査読・編集作業)

(2) 投稿規定の変更

(3) 投稿数を増やすための方法の検討

(4) 著作権ポリシーの設定(学協会著作権ポリシー(SCPJ)データベースへの登録)

(5) 電子ジャーナルへの完全移行

5. 会則委員会

1) 委員長、委員

委員長：浜本千春(がん看護)

委員：比田井理恵(急性・重症患者看護)、武用百子(精神看護)

2) 委員会開催

(1) 第1回委員会開催

日時：2020年1月9日

場所：羽田空港

(1)会則委員会のこれまでの経過の確認

評議員の役割、各委員会運営についての会則が必要であろう選挙については会則変更には時期早々ではないか

(2)今後の活動について

評議員についての会則、委員会運営の会則を作成し、3月末の理事会に提示する

6. 総務委員会

1) 委員長、委員

委員長：浅野浩子(母性看護)

庶務：樽松久美子(急性・重症患者看護)

会計：長崎由紀子(感染症看護)、佐藤律子(家族看護)

2) 委員会開催

日時：第1回：2019年7月14日(日)13:00-16:00、第2回：2019年11月13日(水)20:00-21:30、第3回：2020年2月11日(火)9:00-11:00、第4回：2020年3月10日(火)19:30-21:30

場所：第1回：キャンパスイノベーションセンター東京、第2回・第3回・第4回：web会議

3) 活動内容

(1) 事務代行(あゆみコーポレーション)と連携を図り、会員登録情報の管理、会員や関連学会からの問い合わせに対応した。

(2) 事務代行との連携により、会員の年会費の管理、各委員会活動、各分野活動予算を管理した。

(3) 役員会、総会開催に伴う事務・会計業務を行った。

(4) 新規認定者、養成機関へ入会案内を郵送し、会員の増加を図った。

(5) 協議会ホームページ、会員ページの管理と更新を行った。

(6) 会員の雇用に関する情報の発信、HPへの掲載を行った。

(7) 協議会ポスターの更新、HP への掲載、関連学会への発送準備を行った。

(8) 会員の活用・活動・教育に関する状況調査の準備を行った。

C. 第6回日本 CNS 看護学会開催報告

テーマ: 育もう、広げよう、高度実践看護の力-あらゆる世代のすべての人の健康と生活を守るために-

会期: 2019年6月1日(土)ウインクあいち

大会長: 長田暁子(小児看護)

小児看護分野が大会運営を担当、協議会理事会・委員会と協働して開催し、906名の参加があった。口演16題、示説36題の研究成果および実践報告が発表された。

【審議事項】

Ⅲ. 2019年度決算報告・監査報告

- 1) 決算報告
- 2) 会計監査報告 税理士
- 3) 会計監査報告 監事

2019年度 日本専門看護師協議会決算
自 2019年 4月1日 至 2020年3月31日

(単位:円)

<収入の部>

科目	予算	決算額	差異	備考
1 会費収入	8,073,600	10,319,000	2,245,400	正会員1,003,5000円、賛助会員284,000円
2 事業収入	2,400,000	28,200	-2,371,800	精神看護:2,500円、感染症分野:14,000円、母性看護:11,700円(COVID-19による研修会中止に伴う会場費キャンセル料分野負担)、*研修委員会企画研修中止(COVID-19)
3 大会補助金寄付等	2,000,000	2,000,000	0	第6回CNS学会
4 前年度繰越金	4,858,799	4,858,799	0	
5 その他	0	34	34	銀行口座利子
6 大会事業収入	14,937,600	12,173,835	-2,763,765	第6回日本CNS学会の収益492,594円
収入合計(A)	32,269,999	29,379,868	-2,890,131	

<支出の部>

(単位:円)

科目	予算	決算額	差異	備考
1 理事会活動費				
会場費	0	0	0	
旅費	740,000	336,069	403,931	*理事会4回のうち1回は学会同日開催, 1回はWEB開催
事務費	2,791,805	2,318,228	473,577	印刷費65,753円、WEB更新53,038円、業務委託費2,031,638円、ドメイン更新料1,650円、送料166,149円
人件費	0	0	0	
通信費	21,080	12,777	8,303	振込手数料8,924円、送料1,853円、通信費2,000円
大会補助金	2,000,000	2,000,000	0	第7回CNS学会
看保連年会費	150,000	150,000	0	
その他	0	4	-4	銀行口座利子に対する税金
理事会活動費 小計(a)	5,702,885	4,817,078	885,807	
2 委員会活動費				
総務委員会				
会場費	0	0	0	
旅費	100,000	32,662	67,338	*委員会4回のうち3回はWEB開催
事務費	40,000	0	40,000	
広報活動費	140,000	0	140,000	*全体ポスター作成準備実施、作成・印刷は2020年度実施予定
人件費	10,000	0	10,000	
通信費	80,000	1,224	78,776	振込手数料864円、送料360円、*全体ポスター発送は2020年度実施予定
その他	0	0	0	
計	370,000	33,886	336,114	
臨床能力検討委員会				
会場費	25,000	0	25,000	
旅費	200,000	4,058	195,942	*委員会は1回開催、その他はメール審議
事務費	20,000	0	20,000	
人件費	0	0	0	
謝金	0	0	0	
通信費	5,000	220	4,780	振込手数料
その他	0	0	0	
計	250,000	4,278	245,722	
研修委員会				
会場費	25,000	0	25,000	
旅費	200,000	107,162	92,838	*委員会は1回開催、その他はメール審議
事務費	20,000	1,100	18,900	WEB更新
人件費	0	0	0	
謝金	0	0	0	
通信費	20,000	1,690	18,310	振込手数料1,320円、送料370円
学会外セミナー開催	2,400,000	0	2,400,000	*研修会・北海道地区中止(COVID-19)
その他	0	0	0	
計	2,665,000	109,952	2,555,048	
政策提言委員会				
会場費	30,000	0	30,000	
旅費	300,000	0	300,000	*委員会3回はすべてメール審議, *看保連会議2回分中止(COVID-19)
事務費	3,000	0	3,000	
人件費	0	0	0	
謝金	0	0	0	
通信費	10,000	0	10,000	
その他	0	0	0	
計	343,000	0	343,000	
編集委員会				
会場費	6,000	0	6,000	
旅費	210,000	15,426	194,574	*委員会は1回開催、その他はメール審議
事務費	10,000	7,660	2,340	WEB更新
謝金	10,000	0	10,000	
通信費	10,000	1,900	8,100	振込手数料1,540円、送料360円
学会誌編集委託費	837,137	900,179	-63,042	国際文献社
その他	0	0	0	
計	1,083,137	925,165	157,972	
会則委員会				
会場費	5,000	0	5,000	
旅費	60,000	56,290	3,710	*委員会は1回開催、その他はメール審議
事務費	2,000	0	2,000	
人件費	0	0	0	
謝金	0	0	0	
通信費	3,000	660	2,340	振込手数料
その他	0	0	0	
計	70,000	56,950	13,050	
委員会活動費 小計(b)	4,781,137	1,130,231	3,650,906	

3 特別委員会活動費				
選挙管理委員会				
会場費	0	0	0	
旅費	0	0	0	
事務費	0	0	0	
謝金	0	0	0	
通信費	0	0	0	
その他	0	0	0	
特別委員会活動費 小計(c)	0	0	0	
4 分野研修補助費				
がん看護	206,500	0	206,500	
精神看護	88,500	26,859	61,641	会場費4,950円、旅費5,080円、事務費16,089円、通信費740円、(事業収入2,500円)、*事例検討会1回中止(COVID-19)
地域・在宅看護	29,000	29,000	0	会場費28,355円、事務費225円、通信費420円
老人看護	69,000	0	69,000	*事例検討会1回中止(COVID-19)
小児看護	80,000	19,085	60,915	会場費14,256円、事務費4,375円、通信費454円、*事例検討会1回中止(COVID-19)
母性看護	25,500	37,200	-11,700	会場費11,700円、旅費4,340円、事務費7,383円、謝金11,137円、通信費2,640円、*研修会1回中止(COVID-19)(事業収入11,700円;COVID-19による研修会中止に伴う会場費キャンセル料分野負担)
慢性疾患看護	69,500	60,266	9,234	会場費5,000円、事務費9,440円、謝金44,548円、通信費1,278円
急性・重症患者看護	94,500	47,704	46,796	旅費27,842円、事務費2,707円、謝金16,705円、通信費450円
感染症看護	19,000	17,412	1,588	会場費14,550円、事務費2,214円、通信費648円、(事業収入14,000円)
家族支援	17,500	0	17,500	
遺伝看護	500	0	500	
災害看護	2,500	0	2,500	
分野研修補助費 小計(d)	702,000	237,526	464,474	
5 特別予算 会計や法人に関する諸経費				
登記費用	0	0	0	
司法書士報酬	100,000	74,577	25,423	定款改定、代表理事変更等の登記手続き
法人税	102,700	102,700	0	
監査	54,000	54,000	0	
その他	86,400	86,400	0	決算申告
特別予算 小計(e)	343,100	317,677	25,423	
6 第6回日本CNS学会 2018年度委員会活動費				
2018年度 臨床能力向上委員会	94,880	82,776	12,104	旅費17,280円、事務費29,997円、謝金33,411円、通信費2,088円
2018年度 専門看護師活用促進委員会	69,000	46,569	22,431	旅費12,020円、事務費490円、謝金33,411円、通信費648円
2018年度 研究成果提言委員会	33,411	33,925	-514	謝金33,411円、通信費514円
第6回日本CNS学会 2018年度委員会活動費 小計(f)	197,291	163,270	34,021	
7 大会開催経費				
第6回日本CNS学会	14,937,600	11,681,241	3,256,359	
大会開催経費 小計(g)	14,937,600	11,681,241	3,256,359	
予備費(h)				
支出合計(B=a+b+c+d+e+f+g+h)	26,664,013	18,347,023	66,824	
収支差額 次期繰越金(A-B)	5,605,986	11,032,845		

会計監査報告書

一般社団法人 日本専門看護師協議会 御中

第3期(平成31年4月1日～令和2年3月31日) 決算報告について、諸帳簿および関係書類に基づき監査した結果、その内容が適正かつ経理事務が正確であることを報告します。

令和2年4月24日

大阪市北区芝田2丁目4番1号 東洋ビルディング新館208号

曾我部会計事務所

税理士 曾我部 聡



監 査 報 告 書

2020年5月/3日

一般社団法人 日本専門看護師協議会
代表 長田 暁子 殿

一般社団法人 日本専門看護師協議会

監事 森田 美代子  
監事 渡邊 真理 

私たちは、日本専門看護師協議会 の2019年4月1日から2020年3月31日までの平成31年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、会計監査人より監査に関する報告を求め、かつ計算書類について検討を加えた。
- (2) 業務監査について、理事会及びその他会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要な監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認める。
- (2) 事業報告の内容は真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事項はないと認める。

以 上

IV. 2020 年度活動計画(案)

A. 理事会事業計画案

【活動目標】

評議員制となり 2 期目の協議会事業が円滑に行われるよう調整を行う。

【活動計画】

- 1) 年 3 回の理事会を開催し、協議会運営における審議を行う。
- 2) 評議員総会を開催し、協議会運営や事業に関する審議・決議を行う。
- 3) 選挙管理委員会を設置し、評議員・役員選挙を実施する。
- 4) 日本 CNS 看護学会優秀演題表彰制度を検討する。

B. 委員会活動計画案

1. 臨床能力検討委員会

【活動目標】

専門看護師のコンピテンシーやラダーの改訂を通して専門看護師の能力ならびに評価方法を明確にする。

【活動計画】

- ①専門看護師ラダーの改訂と活用方法の検討・提案を行う。
- ②専門看護師のコンピテンシーの改訂にむけての文献検討、改訂方法の明確化と計画立案を行う。

2. 研修委員会

【活動目標】

専門看護師として役割発揮ができるよう、地区ごとに能力向上のための研修を企画・実施する。

【活動計画】

- 1) 委員会の開催は、年 1 回、他、随時のメール会議とする。
- 2) 委員会は、委員長、副委員長、および、リーダーを担う地区委員(各地区1名)、地区のワーキング委員(地区 5~6 名)で構成し、委員長、副委員長(北海道地区委員兼務)、地区委員にて研修会のプログラムの検討を行う。
- 3) 2019 年度に検討した臨床能力向上のための研修会を 5 つの地区で実施する。2020 年度は、対象を CNS になって間もない方、CNS の役割を発揮するための課題を感じている方とする。内容は、グループワークと講義を組み合わせた参加型研修とし、講義内容は更新経験のある CNS が組織で役割を発揮してきたプロセス、および、組織診断とする。また、研修会終了後にアンケート調査を行い、研修会についての評価、研修内容についてのニーズを把握し、次年度の研修会の企画に活かす。
- 4) 2021 年度の CNS 学会時の研修会を企画する。

3. 政策提言委員会

【活動目標】

2022 年度の診療報酬改定にむけて、協議会としての要望をとりまとめ、資料とともに看保連に意見提出をおこなう。

看護系学会等社会保険連合に関する活動、政策に関して、会員に情報発信をする。

【活動計画】

- 1) 2022 年の診療報酬改定にむけて、改定要望項目の意見聴取を行い、取りまとめる。
- 2) 看保連の意向調査時期に合わせて、協議会としての要望を提出する。
- 3) 改定の要望にかかわる基礎資料のデータ収集を行う。
- 4) 看保連の活動について会員に情報発信をする。

4. 編集委員会

【活動目標】

日本 CNS 看護学会誌(電子ジャーナル)の編集作業および投稿促進の活動を展開する。

【活動計画】

- 1) 日本 CNS 看護学会誌の編集活動(国際文献社との連携)を行う。
- 2) 日本 CNS 看護学会誌への投稿を促進する。
- 3) 投稿規程や査読システムなどを見直す。

5. 会則委員会

【活動目標】

評議員、委員会運営に関する会則等について原案を提示し、理事会と共に検討、決定できる

【活動計画】

- 1) 上記内容を委員会内でメール会議する。
- 2) 理事会で複数回にわたり提案し、検討を図る。

6. 総務委員会

【活動目標】

事務委託業者と連携して、会員の情報と財務管理、協議会の情報発信、問い合わせ対応の安定化をはかる。

【活動計画】

- 1) 協議会ホームページの本格稼働と運営管理を行う。
- 2) PR 活動として、各看護専門領域の学会等、CNS 養成機関におけるポスター設置などを行う。
- 3) 会員名簿の管理、および分野・委員会での活用を支援するための定期配信を行う。
- 4) 協議会への問い合わせに対応し、関係者との連絡調整を行う。
- 5) 理事会、総会開催に伴う事務・会計業務を行う。
- 6) 新規認定者、養成機関への入会案内を行い、会員の増加をはかる。
- 7) 会員の活用・活動・および教育に関する状況調査を行う。

2020年度 日本専門看護師協議会予算案
自 2020年 4月1日 至 2021年3月31日

<収入の部>

(単位:円)

科 目	予算	備 考
1 会費収入	8,424,800	正会員1,465名×80%×7,000円=8,204,000, 賛助会員92名×80%×3,000円=220,800円
2 事業収入	1,200,000	研修委員会セミナー(5回開催予定)
3 大会補助金寄付等	0	第7回CNS学会中止に伴う
4 前年度繰越金	11,032,845	
5 その他	0	
6 大会事業収入	0	第7回CNS学会中止に伴う
収入合計(A)	20,657,645	

<支出の部>

(単位:円)

科 目	予算	備 考
1 理事会活動費		
会場費	0	
旅費	660,000	理事会3回分(220,000×3回)
事務費	2,586,302	あゆみコーポレーション業務委託費2,586,302円
人件費	0	
通信費	124,240	振込手数料20,000円, 送料1,100円, 評議員総会資料郵送料50,000円, 会計監査資料郵送料50,000円, 日本看護協会との契約書郵送940円, WEB契約料2,200円(評議員総会質疑応答)
大会補助金	2,000,000	第8回CNS学会
看保連年会費	150,000	
その他	27,060	評議員総会文書等取扱相談料22,000円, COVID-19に関する日本看護協会委託業務用メールアドレス作成5,060円
理事会活動費 小計(a)	5,547,602	
2 委員会活動費		
総務委員会		
会場費	0	
旅費	100,000	活動・活用調査旅費20,000円, 会議旅費80,000円
事務費	100,000	広報HP更新
広報活動費	140,000	全体ポスター修正・新規作成費100,000円, ポスター印刷40,000円
人件費	10,000	活動・活用調査集計1,000円×10時間
通信費	80,000	振込手数料30,000円, 送料50,000円
その他	22,000	日本看護科学学会展示料(日本看護科学学会WEB開催予定につき問い合わせ中)
計	452,000	
臨床能力検討委員会		
会場費	25,000	初回会議会場費
旅費	120,000	会議1回, 他はWEB会議等
事務費	100,000	文献取り寄せ費用等
人件費	0	
謝金	0	
通信費	5,000	振込手数料
その他	0	
計	250,000	
研修委員会		
会場費	25,000	初回会議会場費
旅費	200,000	会議1回, 他はWEB会議等
事務費	20,000	
人件費	0	
謝金	0	
通信費	20,000	振込手数料
学会外セミナー開催	1,200,000	セミナー240,000円(謝金40,000円, 旅費50,000円, 会場費50,000円, 資料印刷事務費70,000円, 他30,000円)×5回(5地区×1回)
その他	0	
計	1,465,000	
政策提言委員会		
会場費	30,000	
旅費	300,000	会議3回開催予定(委員6名×3回)
事務費	20,000	文具・資料印刷代等, HP作成
人件費	0	
謝金	0	
通信費	10,000	振込手数料
その他	0	
計	360,000	
編集委員会		
会場費	10,000	
旅費	20,000	
事務費	10,000	
謝金	10,000	外部査読者謝金2000円×5名
通信費	10,000	
学会誌編集委託費	827,112	国際文献社(編集事務局業務)
その他		
計	887,112	
会則委員会		
会場費	5,000	
旅費	60,000	
事務費	2,000	
人件費	0	
謝金	0	
通信費	3,000	振込手数料
その他	0	
計	70,000	
委員会活動費 小計(b)	3,484,112	

3 特別委員会活動費		
選挙管理委員会		
会場費	20,000	2018年度予算と同じ
会議費	10,000	2018年度予算と同じ
旅費	30,000	2018年度予算と同じ
事務費	550,000	あゆみコーポレーション業務委託費550,000円
謝金	0	
通信費	10,000	2018年度実績より
その他	0	
特別委員会活動費 小計(c)	620,000	
4 分野研修補助費		
がん看護	735,500	会員数416名 年間上限208,000円
精神看護		会員数187名 年間上限93,500円
地域・在宅看護		会員数64名 年間上限32,000円
老人看護		会員数145名 年間上限72,500円
小児看護		会員数171名 年間上限85,500円
母性看護		会員数58名 年間上限29,000円
慢性疾患看護		会員数142名 年間上限71,000円
急性・重症患者看護		会員数197名 年間上限98,500円
感染症看護		会員数43名 年間上限21,500円
家族支援		会員数35名 年間上限17,500円
遺伝看護		会員数1名 年間上限1,000円 * 2019年度会員数1名 × 500円 = 500円
災害看護		会員数6名 年間上限5,500円 * 2019年度会員数5名 × 500円 = 2,500円
分野研修補助費 小計(d)	735,500	
5 特別予算 会計や法人に関する諸経費		
登記費用	—	
司法書士報酬	100,000	2019年度予算額と同じ
法人税	104,900	
消費税	166,800	2018年収入により決定した納税額, 2021年と2022年は納税不要予定
監査	55,000	
その他	88,000	決算申告
特別予算 小計(e)	514,700	
6 大会開催経費		
第7回日本CNS学会	2,000,000	
大会開催経費 小計(g)	2,000,000	
予備費(h)		
支出合計(B=a+b+c+d+e+f+g+h)	12,901,914	
収支差額 次期繰越金(A-B)	7,755,731	

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本専門看護師協議会と称し、略称は「CNS 協議会」とする。

2. 本会の英語名は、Japanese Association of Certified Nurse Specialists と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章 目的

(目的)

第3条 本会は、専門看護師が自らの高度実践の質保証や活動の場の拡大に取り組み、看護の質の向上を図ること、国民の健康の維持・増進のための政策提言を行い、その実現に向けて活動することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 専門看護師の実践能力の強化に関する事業
- (2) 専門看護師の活用促進に関する事業
- (3) 専門看護師の施策に関する事業
- (4) 専門看護師の役割開発・評価に関する事業
- (5) 関係学術団体との連絡・連携
- (6) 学術集会の開催
- (7) 学会誌の発行
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、本会の維持発展に協力を希望し入会した公益社団法人日本看護協会における専門看護師の認定を受けているもの又は過去に受けていたもの
- (2) 賛助会員 本会の活動の趣旨を理解し賛同して入会したもの

2. 正会員は、次の権利を有する。

- (1) 本会の催す学術集会等への参加
- (2) 学会誌等への投稿
- (3) 本会の催す事業等への参加

3. 本会の社員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員をいう。以下同じ。）は、正会員により行われる選挙によって選出される評議員とする。評議員は、正会員の中から選ばれることを要し、評議員選挙を行うために必要な規程は理事会において定める。

4. 評議員の定数は、40名以内とする。

5. 第3項の選挙において、正会員は他の正会員と等しく評議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、評議員を選出することはできない。

6. 第3項の選挙は、2年に1度実施することとし、評議員の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員総会の終結のときまでとする。ただし、評議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び理事又は監事の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該評議員は社員たる地位を失わない（当該評議員は、理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。

7. 評議員が欠けた場合又は評議員の員数を欠くこととなるときに備えて、第3項の選挙の次点者を、補欠の評議員とすることができる。この場合、補欠の評議員の任期は、任期の満了前に退任した評議員の任期の満了する時までとする。

8. 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、評議員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

(入会)

第 6 条 本会に入会を希望するものは、別に定める手続きにより申請を行うものとし、理事会で承認を受けなければならない。

(会費)

第 7 条 会員は、別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 会員が退会する場合は、別に定める退会届を本会へ提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 前項に関わらず、やむを得ない事由があるときは、会員はいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、評議員総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該評議員総会の日の 1 週間前までに当該会員に通知し、かつ評議員総会で弁明の機会を与えなければならない。

3. 代表は、会員を除名したときは当該会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 2 年間会費を納入しなかったとき
- (2) 総評議員の同意
- (3) 死亡又は解散したとき

第 4 章 評議員総会

(社員総会)

第 11 条 評議員総会は、すべての評議員をもって構成する。

2. 前項の評議員総会をもって法人法に規定する社員総会とする。

(権限)

第 12 条 評議員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 評議員総会は、定時評議員総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、臨時評議員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 評議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表が招集する。

2. 総評議員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する評議員は、代表に対し、評議員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 評議員総会の議長は、代表がこれにあたる。

(議決権)

第 16 条 評議員総会における議決権は、評議員 1 名につき各 1 個とする。

(決議)

第 17 条 評議員総会の決議は、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の 3 分 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第 18 条 評議員は、委任状その他の代理権を証明する書面を代表に提出して、他の評議員を代理人として、議決権を代理行使させることができる。この場合においては前

条の規定の適用については評議員総会に出席したものとみなす。

(決議の省略)

第 19 条 理事又は評議員が評議員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 20 条 評議員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 議長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 21 条 本会に次の役員を置く。
(1) 理事 3名以上
(2) 監事 2名以内
2. 理事のうち1名を代表とし、代表以外の理事のうち1名を副代表とする。
3. 代表及び副代表以外の理事のうちから、下記を担当する理事を置く。
(1) 会計
(2) 委員長
(3) 庶務
4. 第2項の代表及び副代表をもって、法人法上の代表理事とし、前項の理事を法人法上の業務執行理事(理事会の決議により本会の業務を執行する理事として選定されたもの)とする。

(役員を選任)

第 22 条 役員は、評議員総会の決議によって、評議員の中から選任する。但し、任期満了に伴い定時評議員総会で役員を選任する場合には、当該定時評議員総会終了後に就任する評議員の中から選任する。
2. 代表及び副代表は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 監事は本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
2. 代表は、法令及びこの定款で定めるところにより、本

会を代表し、その業務を執行する。

3. 副代表は、代表を補佐しその業務を執行し、代表が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代行する。
4. 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員総会の終結のときまでとする。ただし、再任は1回までとする。
2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員総会の終結のときまでとする。ただし、再任は1回までとする。
3. 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、他の理事の残任期間と同一とする。
4. 理事又は監事は、法令に定める員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 役員は、評議員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 27 条 役員に対しては、評議員総会において定める総額の範囲内で報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益をいう。)を支給することができる。
2. 前項にかかわらず、役員には、会務遂行に必要な経費を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第 28 条 法人法第112条の規定の適用については、社員を正会員

と読み替えて適用する。

2. 本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事または監事（理事または監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。
3. 本会は、法人法第 115 条第 1 項の規定により、非業務執行理事等との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第 113 条で定める最低責任限度額とする。

第 6 章 理事会

（構成）

第 29 条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- （1）本会の業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第 31 条 理事会は、代表が招集するものとする。

2. 代表以外の理事は、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
3. 前項の請求があった日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした理事が理事会を招集することができる。

（議長）

第 32 条 議長は、代表がこれにあたる。

2. 代表が欠けたとき又は代表に事故があるときは、副代表が議長となる。

（決議）

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に

異議を述べたときはこの限りでない。

（議事録）

第 34 条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

（理事会への報告の省略）

第 35 条 理事又は監事が役員全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第 23 条第 4 項に規定する報告については、適用しない。

第 7 章 委員会

（委員会）

第 36 条 本会の事業の円滑な運営及び推進のために、必要に応じて、理事会の決議により複数の委員会を置くことができる。

2. 前項の委員会は、委員長、副委員長及び委員が正会員の中から指名した委員で構成される。
3. 副委員長は、必要に応じて理事会に参加し、意見を述べることができる。
4. 各委員会は委員会の活動を補助するため、その目的・目標を定めて必要な作業班を置くことができる。但し、当該目的・目標を達成したと委員会が認めた時は、当該作業班は解散するものとする。
5. 前各項の他、委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により細則を別に定める。

第 8 章 会員総会

（会員総会の構成）

第 37 条 会員総会は、正会員をもって組織する。

2. 賛助会員は、前項の会員総会に陪席することができる。

（会員総会の目的）

第 38 条 代表は、会員総会に対し、本会の事業活動について報告しなければならない。

2. 会員総会は、本会運営上の重要事項について、理事会に対し意見を具申することができる。

（会員総会の開催）

第 39 条 会員総会は、毎事業年度に 1 回開催する。

2. 前項の他、必要に応じて、理事会の決議により臨時会

員総会を開催することができる。

第9章 学術集会

(学術集会)

第40条 本会は、専門看護師、高度実践看護に関する学術交流ならびに高度実践看護の科学的実証データ、事例研究など高度実践看護の発展に寄与することを目的として、学術集会を開催する。

(学術集会大会長)

第41条 学術集会には、学術集会大会長を置く。
2. 学術集会大会長は、学術集会を企画し、開催及び運営を行う。

(学術集会企画・実行委員会)

第42条 学術集会開催のため、本会に学術集会企画・実行委員会を置く。
2. 学術集会企画・実行委員会の委員は、学術集会大会長が選任する。
3. 学術集会企画・実行委員会の運営に関して必要な事項は、理事会の決議により定める。

第10章 専門分野

(専門分野)

第43条 本会に、正会員をもって構成する複数の「専門分野」を置く。
2. 前項に定める専門分野は、次に掲げる事項を目的とする。
(1) 専門看護師の実践能力の開発を目的とした卒業後トレーニングの実施
(2) 看護に関する各専門分野の研究活動への寄与
(3) 各専門分野の発展に寄与する活動

第11章 財産及び会計

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、代表が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2. 貸借対照表は、定時評議員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の処分制限)

第46条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 本定款は、評議員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 本会は、評議員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 本会の公告は電子公告により行う。
2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 附則

(法人成立後の会員)

第51条 第6条の規定にかかわらず、本会成立の日の前日(以下本条において「基準日」という。)において任意団体 日本専門看護師協議会 の正会員または賛助会員として会員名簿に記載されている者は、基準日において会費の未納がある者および入会しない旨の意思表示を基準日までにした者を除いて、それぞれ本会の正会員または賛助会員としての資格を有するものとする。

(設立時社員)

第 52 条 本会の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(住所は省略)

宇佐美しおり

(住所は省略)

木下佳子

(設立時役員)

第 53 条 本会の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 宇佐美しおり、木下佳子、長田暁子、
東めぐみ、奥 朋子、市原真穂、
高野八百子、三輪恭子、北村愛子、峰
博子

設立時監事 福嶋好重、桑田美代子

設立時代表理事

(代 表) 宇佐美しおり

(副代表) 木下佳子

(最初の事業年度)

第 54 条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

附則 (平成 30 年 6 月 3 日一部改正)

評議員制度への移行に伴い改訂。

この定款の一部変更は、同日より施行する。

但し、第 5 条第 3 項に関わらず、本定款施行後最初の評議員選挙が行われるまでの間は、第 43 条に定める各専門分野における事務局各 1 名を評議員とする。

附則 (令和元年 6 月 1 日一部改正)

第 7 章 (委員会)、第 8 章 (会員総会) 等改訂。

この定款の一部改正は、同日より施行する。

活 動 計 算 書

[税込] (単位: 円)

一般社団法人 日本専門看護師協議会

自 平成31年 4月 1日 至 令和2年 3月31日

【経常収益】			
【受取会費】			
正会員受取会費	10,035,000		
賛助会員受取会費	284,000		
	10,319,000		
【受取寄付金】			
受取寄付金		2,000,000	
【事業収益】			
事業収益 1		12,202,035	
【その他収益】			
受取 利息		34	
経常収益 計		24,521,069	
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
人件費計	0		
(その他経費)			
業務委託費	1,114,724		
大会補助金	2,000,000		
諸 謝 金	172,623		
会 議 費(事業)	11,681,241		
会場費(事業)	78,811		
事務費(事業)	2,399,908		
旅費交通費(事業)	618,229		
通信運搬費(事業)	28,783		
諸 会 費(事業)	150,000		
租税 公課(事業)	4		
その他経費計	18,244,323		
事業費 計		18,244,323	
【管理費】			
(人件費)			
人件費計	0		
(その他経費)			
その他経費計	0		
管理費 計		0	
経常費用 計			18,244,323
当期経常増減額			6,276,746
【経常外収益】			
経常外収益 計			0
【経常外費用】			
経常外費用 計			0
税引前当期正味財産増減額			6,276,746
法人税、住民税及び事業税			102,700
当期正味財産増減額			6,174,046
前期繰越正味財産額			4,858,799
次期繰越正味財産額			11,032,845

貸借対照表

一般社団法人 日本専門看護師協議会
全事業所

[税込] (単位: 円)
令和2年 3月31日 現在

《資産の部》			
【流動資産】			
(現金・預金)			
当座 預金	11,041,224		
普通 預金1	2,454,934		
現金・預金 計	13,496,158		
(その他流動資産)			
前 払 金	122,556		
仮 払 金	5,872		
その他流動資産 計	128,428		
流動資産合計		13,624,586	
資産合計			13,624,586
《負債の部》			
【流動負債】			
未 払 金	1,764,841		
前 受 金	789,900		
仮 受 金	37,000		
流動負債合計		2,591,741	
負債合計			2,591,741
《正味財産の部》			
前期繰越正味財産		4,858,799	
当期正味財産増減額		6,174,046	
正味財産合計			11,032,845
負債及び正味財産合計			13,624,586